

令和 年 月 日

宇治市長 宛て

住 所 宇治市

氏 名

誓 約 書

私は、老人園芸ひろば(以下「園芸ひろば」という。)を利用するにあたり、下記の事項を遵守することを固く誓約いたします。

記

- 1 園芸ひろばを、市が定める目的以外に利用しません。
- 2 園芸ひろばに、借地権、永年小作権等、用地使用上の権利の設定は、一切しません。
- 3 園芸ひろばを第三者と共同利用したり、転貸及び利用区画以外の場所を利用しません。また、現在の園芸ひろばを利用中は、他の園芸ひろばの利用を申請できないことも確認しました。
- 4 園芸ひろばの利用に際しては、宇治市、用地提供者、近隣の住民及び農地並びに他の利用者に迷惑をかけるないように十分留意します。
- 5 園芸ひろば運営委員会で決められたことを遵守し、善良な管理運営に努めます。
- 6 園芸ひろばに自動車での来園は絶対にしません。
- 7 園芸ひろば利用期間中に、区画の管理が十分できなくなった場合、利用しないまま3カ月以上経過した場合は、市長の指示に従い、直ちに辞届出書を提出します。
- 8 天災、病虫害又は盗難等による栽培物等の損害に対しては、補償の申し出をしません。また、園芸ひろば内及びその周辺での事故・怪我について宇治市は一切責任を負わないことを確認しました。
- 9 営利目的での耕作及び、ひろば内での営利活動は行いません。
- 10 利用決定を取り消された場合、又は市の都合により休園及び廃止されたときは、ただちに利用前の原状に戻し、返還します。

- 11 清掃日には出席し、ひろばの保全に努めます。どうしても行けない場合は会長、副会長又は自分の区画の担当委員に事前に連絡し、無断欠席はしません。
- 12 区画番号末尾が1の場合（年度途中であっても1が辞退した場合は2、2が辞退した場合は3...と次の番号の利用者が引き継ぐ）は、運営委員（以下、班長及び会長、副会長も意味する）となり、年度途中で辞退した前番号の運営委員を務める利用者が会長あるいは副会長も兼務していた場合は、自らがそれを引き継ぐことを確認しました。
- 13 老人園芸ひろばは、利用者全員で助け合って運営することを趣旨としていることを理解し、「利用を続けたいが、運営委員はできない」ということは、如何なる理由があっても認められず、運営委員を務められない場合は、自ら辞退届を宇治市へ提出し、その利用を辞めることとします。
- 14 上記各号について、市長の指示に従わない場合、利用決定取消し等の処分をされても、一切異議申し立てはしません。

市提出用

ひろば名

区画番号

令和 年 月 日

宇治市長 宛て

住 所 宇治市

氏 名

誓 約 書

私は、老人園芸ひろば(以下「園芸ひろば」という。)を利用するにあたり、下記の事項を遵守することを固く誓約いたします。

記

- 1 園芸ひろばを、市が定める目的以外に利用しません。
- 2 園芸ひろばに、借地権、永年小作権等、用地使用上の権利の設定は、一切しません。
- 3 園芸ひろばを第三者と共同利用したり、転貸及び利用区画以外の場所を利用しません。また、現在の園芸ひろばを利用中は、他の園芸ひろばの利用を申請できないことも確認しました。
- 4 園芸ひろばの利用に際しては、宇治市、用地提供者、近隣の住民及び農地並びに他の利用者に迷惑をかけるないように十分留意します。
- 5 園芸ひろば運営委員会で決められたことを遵守し、善良な管理運営に努めます。
- 6 園芸ひろばに自動車での来園は絶対にしません。
- 7 園芸ひろば利用期間中に、区画の管理が十分できなくなった場合、利用しないまま3カ月以上経過した場合は、市長の指示に従い、直ちに辞退届出書を提出します。
- 8 天災、病害虫又は盗難等による栽培物等の損害に対しては、補償の申し出をしません。また、園芸ひろば内及びその周辺での事故・怪我について宇治市は一切責任を負わないことを確認しました。
- 9 営利目的での耕作及び、ひろば内での営利活動は行いません。
- 10 利用決定を取り消された場合、又は市の都合により休園及び廃止されたときは、ただちに利用前の原状に戻し、返還します。

- 11 清掃日には出席し、ひろばの保全に努めます。どうしても行けない場合は会長、副会長又は自分の区画の担当委員に事前に連絡し、無断欠席はしません。
- 12 区画番号末尾が1の場合（年度途中であっても1が辞退した場合は2、2が辞退した場合は3...と次の番号の利用者が引き継ぐ）は、運営委員（以下、班長及び会長、副会長も意味する）となり、年度途中で辞退した前番号の運営委員を務める利用者が会長あるいは副会長も兼務していた場合は、自らがそれを引き継ぐことを確認しました。
- 13 老人園芸ひろばは、利用者全員で助け合って運営することを趣旨としていることを理解し、「利用を続けたいが、運営委員はできない」ということは、如何なる理由があっても認められず、運営委員を務められない場合は、自ら辞退届を宇治市へ提出し、その利用を辞めることとします。
- 14 上記各号について、市長の指示に従わない場合、利用決定取消し等の処分をされても、一切異議申し立てはしません。